

平成十五年政令第五百五十号

情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令

内閣は、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（議決方法）

第一条 情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「法」という。）第六条第一項の合議体は、これを構成するすべての委員の、同条第一項の合議体は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

第二条 法第六条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第三条 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

第四条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

第五条 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

第六条 諮問庁は、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

第七条 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、法第九条第一項の規定により当該行政文書等又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聽かなければならない。

（審査請求人等の意見の聴取）

第八条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、法第九条第四項の規定に基づき鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人、参加人又は諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第九条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第十条 審査会の事務局は、前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

第十一条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第十二条 審査会の事務局は、前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

第十三条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第十四条 審査会の事務局は、前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

第十五条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第十六条 審査会の事務局は、前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

第十七条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第十八条 審査会の事務局は、前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

第十九条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第二十条 審査会の事務局は、前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

第二十一条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第二十二条 審査会の事務局は、前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

第二十三条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第二十四条 審査会の事務局は、前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

第二十五条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第二十六条 審査会の事務局は、前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

第二十七条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第二十八条 審査会の事務局は、前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

第二十九条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第三十条 審査会の事務局は、前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

第三十一条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第三十二条 審査会の事務局は、前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

第三十三条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（施行期日）

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行の際現に効力を有する内閣府令で、第二十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令又は同条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の官民競争入札等監理委員会令の規定により総務省令で定めるべき事項を定めているものは、この政令の施行後は、総務省令としての効力を有するものとする。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（内閣府令の効力に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に効力を有する内閣府令で、第二十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令又は同条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の官民競争入札等監理委員会令の規定により総務省令で定めるべき事項を定めているものは、この政令の施行後は、総務省令としての効力を有するものとする。